明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通七六）　一
〔告　示〕
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働三九九）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同四〇〇）　三〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三三
裁判所
破産、免責関係
地方公共団体
特定空家等の除却命令関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

省令

○国土交通省令第七十六号

航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七条第一項、第四十七条の二第二項、第百条第二項第二号、第百九条第四項、第百二十三条第二項、第百二十四条、第百二十九条第一項、第百二十九条の三第二項、第百三十一条の二の二第二項第六号、第百三十一条の二の三第二項及び第三項、第百三十一条の二の五第二項、同条第四項及び第六項から第八項まで（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び附則第六条において準用する場合を含む。）、第百三十一条の二の六第一項から第三項まで並びに第百三十七条第一項及び第二項の規定並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十六条の規定に基づき、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫